

第 105 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

豊後大野市中央公民館
豊後大野市清川公民館
豊後大野市緒方公民館
豊後大野市朝地公民館
豊後大野市大野公民館
豊後大野市千歳公民館
豊後大野市犬飼公民館
三重総合グラウンド
サン・スポーツランドみえ
三重柔道場
三重体育館
清川総合グラウンド
緒方総合運動公園
緒方松山グラウンド
緒方米山グラウンド
緒方南部グラウンド
朝地グラウンド
朝地体育館
大野総合運動公園
千歳総合運動公園
千歳テニスコート
千歳ゲートボール場
犬飼総合グラウンド
犬飼体育館

2 指定管理者となる団体

所在地：豊後大野市清川町天神 2057 番地
名 称：一般社団法人ここからプラス

3 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

令和2年11月30日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

豊後大野市公民館7施設及び豊後大野市体育施設17施設の指定管理者として一般社団法人ここからプラスを指定したいので、この案を提出するものである。